平成２９年（フ）第４８４４号
大阪市淀川区木川西４丁目２番16―701号
破産者　嶋村　　勝
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８５２号
大阪市鶴見区諸口１丁目14番11―205号
破産者　村上　淳子
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９５４号
大阪市東住吉区北田辺６丁目22番11―513号
破産者　東角　　裕
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０７３号
大阪府守口市大日東町12番11―406号
破産者　小北　哲史
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０９４号
大阪市淀川区三津屋北２丁目15番45―807号、前住所大阪市淀川区十八条２丁目14番27―705号
破産者　四宮　光洋
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８９号
兵庫県西宮市北名次町８番18―213号、前住所兵庫県西宮市甲陽園本庄町６番41号
破産者　岡本　隆弘
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６１４号
兵庫県西宮市天道町23番３号　奥下方、前住所大阪市阿倍野区丸山通１丁目６番１号
破産者　佐藤　美緒（旧姓奥下）
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２２号
兵庫県姫路市御立東４丁目５番19号
破産者　五十嵐　広
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１２３号
香川県丸亀市飯山町上法軍寺1963番地１
破産者　馬場　久義
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第７２号
福岡県田川市大字夏吉194番地275　上田隆信方
破産者　森本　博史
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第４４６号
熊本市西区河内町船津637番地
破産者　上杉　敏博
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５１号
大分県中津市牛神町１丁目９番地１　ハーブタウンＡ302
破産者　水上小百合（旧姓炭矢）
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０２号
沖縄県中頭郡西原町字小波津641番地の２（コーポファイン201号）
破産者　崎原　盛春
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３１６号
盛岡市みたけ５丁目６番27号　栗原方、旧住所盛岡市月が丘１丁目30番25号　メゾンボヌールＡ―203号
破産者　髙橋　悠仁
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８１号
岩手県花巻市湯口字細野53番地１
破産者　照井美紀子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２２３号
石川県白山市上野町イ130番地　市営上野住宅Ａ号棟２号室
破産者　松永久美子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４８号
長野県塩尻市大字広丘野村2052番地９　サウスイケジリⅠ＆Ｙ305
破産者　小山　勝幸
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第７３号
兵庫県たつの市揖保川町原625番地
破産者　久保　誠太
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部